宮崎県公報別 冊

監査報告書

平成19年11月

宮崎県監査委員

宮崎県 知事殿宮崎県教育委員会殿宮崎県公安委員会殿

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄宮崎県監査委員 石 井 浩 二宮崎県監査委員 水 間 篤 典宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成19年9月27日から平成19年10月12日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

第 1	県の機関を対象とした定期監査 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	1
1	監査の概要	1
2	監査の結果	1
3	指摘事項等の内容	2
別	監査実施機関(県の機関の定期監査)	6
第 2	不適正な事務処理に係る監査 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	8
1	監査の概要	8
2	監査の結果	8
3	音見	8

第1 県の機関を対象とした定期監査

1 監査の概要

64機関について、平成19年9月27日から平成19年10月12日までの間に、 平成18年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の 事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区分	監査	実 施 機	関 数
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	4 8	1 0	5 8
教育委員会	4		4
警 察 本 部	1	1	2
合 計	5 3	1 1	6 4

監査を実施した機関の名称等は、別表 (P6~7) に記載のとおりである。

2 監査の結果

監査の結果、64機関のうち20機関の26件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項又は要望事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう 文書で通知を行った。

作		件	数	
指摘項目	指摘事項	注意事項	要望事項	計
予 算 経 理 事 務			4	4
収 入 事 務	1	2	3	6
支 出 事 務	1	6		7
契約事務		4		4
事務(事業)の経済性、効率性 及び有効性について			2	2
その他			3	3
合 計	2	1 2	1 2	2 6

※ 不適正な事務処理(物品購入に係る「預け」等)に係る指摘事項(8件)については、「第2 不適正な事務処理に係る監査」(P8)にまとめて記載したので、ここでは除いている。

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書

をもって指摘したもの

注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事

項で、文書をもって注意を行ったもの

要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要

望したもの

3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項(指摘事項等)の内容は、次のとおりである。

[総務部]

(1) 総務課

【注意事項】

• 警備業務委託に係る契約について、契約の解除に関する条項が整備されていなかった。留意を要する。

〔 地域生活部 〕

(2) 生活·文化課

【指摘事項】

・ 宮崎県私立幼稚園預かり保育充実支援事業費補助金について、交付決定事 務が遅れていたものがあった。留意を要する。

【要望事項】

・ 県政の推進に当たり、NPO法人の果たす役割は、ますます重要になって くるものと思われる。ついては、県と協働して事業のできるようなNPO法 人が多数育つよう、引き続き、その育成指導に努められることを要望する。 また、委託業務に係る事業実績報告の内容についても、十分精査されるよう 要望する。

[福祉保健部]

(3) 福祉保健課

【要望事項】

・ 各保健所には、所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、条例に基づき保健所運営協議会が設置されている。しかし、その開催状況をみると、ほとんどが年度後半に開催されており、また、未開催のところも見受けられるなど、設置の目的に沿った効果的な運用がなされているとは言い難い。開催時期を含め、運営協議会の適切な運用について指導されたい。

(4) 国保·援護課

【注意事項】

旅費について、宿泊料の調整が必要となるにもかかわらず調整がされていないため、過払いとなっているものがあった。善処を要する。

(5) 児童家庭課

【注意事項】

・ 住居手当について、認定誤りにより、過払いとなっているものがあった。 善処を要する。

【要望事項】

- ・ 母子寡婦福祉資金特別会計について、貸付金の不用額が多額となっている。 貸付制度の周知など効果的な活用についての取組みが望まれる。
- ・ 児童保護費負担金、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金について、 収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、出先機関 に対するより一層の指導が望まれる。

(6) 障害福祉課

【注意事項】

・ 障害者社会参加促進事業補助金について、補助金の額の確定時期が遅れて いるものがあった。留意を要する。

【要望事項】

・ 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。 収入促進について、出先機関に対するより一層の指導が望まれる。

(7) 健康増進課

【注意事項】

・ 未熟児養育費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(8) 日向食肉衛生検査所

【注意事項】

・ 旅費について、支給額の誤りにより、過払いとなっているものがあった。 善処を要する。

[環境森林部]

(9) 環境対策推進課

【注意事項】

- ・ 時間外勤務手当について、支給不足となっているものがあった。善処を要 する。
- ・ 産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類検査業務委託契約について、予 定価格の積算を誤っていた。留意を要する。
- 産業廃棄物処理施設侵出水等分析事業委託契約について、見積書の積算に 一部誤りがあったにもかかわらず、これに基づき契約がなされていた。留意 を要する。

(10) 山村·木材振興課

【要望事項】

・ 林業改善資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。 資金の効果的な活用等について、検討が望まれる。

[商工観光労働部]

(11) 経営金融課

【要望事項】

・ 小規模企業者等設備導入資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額 となっている。資金の効果的な活用等について、検討が望まれる。

〔 農政水産部 〕

(12) 地域農業推進課

【要望事項】

・ 社団法人宮崎県農業振興公社(旧社団法人宮崎県農業開発公社)に対する事業の発注について、一者随意契約となっているものが見受けられた。公正性、透明性、競争性確保の観点から、事業発注のあり方について検討が望まれる。

(13) 営農支援課

【指摘事項】

農業改良資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(14) 農産園芸課

【注意事項】

・ 旅費について、財務会計システムへの級号の誤入力により、宿泊料が過払 いとなっているものがあった。善処を要する。

(15) 農村整備課

【要望事項】

・ 社団法人宮崎県農業振興公社(旧 社団法人宮崎県農業開発公社)に対する事業の発注について、一者随意契約となっているものが見受けられた。公正性、透明性、競争性確保の観点から、事業発注のあり方について検討が望まれる。

(16) 水產政策課

【要望事項】

・ 沿岸漁業改善資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。資金の効果的な活用等について、検討が望まれる。

(17) 漁港漁場整備課

【注意事項】

・ 工事に関連する測量業務委託について、検査員の下命がされず、監督員が 検査調書を作成しているものが見受けられた。留意を要する。

[県土整備部]

(18) 建築住宅課

【要望事項】

・ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。 収入促進について、出先機関に対するより一層の指導が望まれる。

〔 会計管理局 〕

(19) 会計課

【要望事項】

・ 新財務会計システムについて、本格的な稼働の開始後に多数のプログラム 修正を行い、多額の経費が支出されていた。今後のプログラム修正について は、その汎用性、使用の頻度、優先性等について十分精査の上、極力少なく するように努めることが望まれる。

〔 教育委員会 〕

(20) 財務福利課

【注意事項】

• 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

【別表】監査実施機関(県の機関の定期監査)

部局等	機関名	監査対象 年 度	監査実施 年 月 日
総合政策本部	総合政策課	平成18年度	平成19.10.10
	秘書広報課	平成18年度	平成19. 9.27
総務部	総務課	平成18年度	平成19.10.2
	人事課 (自治学院を含む)	平成18年度	平成19.10.2
	行政経営課	平成18年度	平成19.10.2
	財政課	平成18年度	平成19.10.4
	税務課	平成18年度	平成19.10.3
	総務事務センター	平成18年度	平成19.10.9
	危機管理局	平成18年度	平成19.10.9
地域生活部	生活・文化課	平成18年度	平成19.10.1
	情報政策課	平成18年度	平成19.10.2
福祉保健部	福祉保健課	平成18年度	平成19. 9.27
	医療薬務課	平成18年度	平成19. 9.28
	国保・援護課	平成18年度	平成19.10.4
	高齢者対策課	平成18年度	平成19.10.10
	児童家庭課	平成18年度	平成19.10.12
	障害福祉課	平成18年度	平成19.10.9
	衛生管理課 (都城食肉衛生検査所、高崎食肉 衛生検査所、小林食肉衛生検査 所、都農食肉衛生検査所及び日 向食肉衛生検査所を含む)	平成18年度	平成19. 9.27
	健康増進課	平成18年度	平成19.10.10
環境森林部	環境森林課	平成18年度	平成19.10.1
	環境管理課	平成18年度	平成19.10.3
	環境対策推進課	平成18年度	平成19.10.3
	自然環境課	平成18年度	平成19.10.9
	森林整備課	平成18年度	平成19.10.4
	山村・木材振興課	平成18年度	平成19.10.2
商工観光労働部	商工政策課 (日南商工労政事務所、都城商工 労政事務所及び延岡商工労政事 務所を含む)	平成18年度	平成19.10.3

部局等	機 関 名	監査対象 年 度	監査実施 年 月 日
商工観光労働部	新産業支援課	平成18年度	平成19.10.4
	地域産業振興課	平成18年度	平成19.10.1
	経営金融課	平成18年度	平成19.10.9
	観光・リゾート課	平成18年度	平成19.10.3
農政水産部	農政企画課	平成18年度	平成19.10.4
	地域農業推進課	平成18年度	平成19.10.2
	営農支援課	平成18年度	平成19.10.11
	農産園芸課	平成18年度	平成19.10.3
	畜産課	平成18年度	平成19.10.1
	農村計画課	平成18年度	平成19.10.10
	農村整備課	平成18年度	平成19. 9.28
	水産政策課 (高等水産研修所を含む)	平成18年度	平成19.10.3
	漁港漁場整備課	平成18年度	平成19.10.4
県土整備部	管理課	平成18年度	平成19.10.3
	技術検査課	平成18年度	平成19. 9.27
	道路建設課	平成18年度	平成19.10.1
	道路保全課	平成18年度	平成19.10.10
	河川課	平成18年度	平成19.10.2
	港湾課	平成18年度	平成19.10.2
	建築住宅課	平成18年度	平成19. 9.28
	営繕課	平成18年度	平成19.10.5
会計管理局	会計課	平成18年度	平成19.10.9
教育委員会	総務課	平成18年度	平成19.10.10
	財務福利課	平成18年度	平成19.10.11
	学校政策課	平成18年度	平成19.10.11
	特別支援教育室	平成18年度	平成19.10.10
警察本部 (警察学校を含む)		平成18年度	平成19.10.10

第2 不適正な事務処理に係る監査

1 監査の概要

今般、県の機関において、物品購入等に係る「預け」及び「書き換え」並びに「不 適正な現金等の管理」(「不適正な事務処理」)が発覚した。

このため、全266機関のうち、96機関については、既に、定期監査又は補充監査において、不適正な事務処理に係る監査を実施し、この結果は、前回の監査報告書(平成19年10月18日付け)で公表したところである。

今回は、残る170機関のうち、64機関については、第1の定期監査 (P1~7)を 実施した際に、併せて、不適正な事務処理について状況を聴取するとともに、現存する書類・帳簿類を過去に遡り、確認できる範囲で監査を行った。その他の106機関 については、定期監査が既に終わっており、「不適正な事務処理に関する外部調査委員会」に該当なしと報告されていたが、念のため、不適正な事務処理の有無等についての自己点検を行わせ、その結果の報告を求めた。

2 監査の結果

監査の結果、8機関において、不適正な事務処理があったことを確認した。

該当機関に対しては、次のとおり指摘を行い、再発防止に万全を期すよう文書で通知した。

なお、今回の監査において、「不適正な事務処理に関する外部調査委員会」に報告 された事例以外に不適正な事務処理は認められなかった。

【指摘事項】

物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。

営農支援課、畜産課、農村計画課、都城食肉衛生検査所、高崎食肉衛生検 査所、小林食肉衛生検査所、都農食肉衛生検査所、日向食肉衛生検査所 (8機関)

3 意見

不適正な事務処理が確認された機関数は、前回の監査報告書で公表した66機関に 今回の8機関を加えて、最終的に74機関となった。このように多くの機関において、 多額に上る不適正な事務が行われていたことは、誠に遺憾なことである。

これらの機関では、公金に対する意識や財務会計手続き等についてのコンプライアンス意識等が欠如し、不適正な事務処理をなしえないような内部チェック体制が機能していなかった。こうしたことが、不適正な事務処理を発生させた大きな要因であり、再発防止に向けた対応を強く求めるものである。

また、これら74機関のうち、69機関は出先機関であったが、出先機関を所管する本庁の主管課や事業所管課においても、出先機関の事業の執行や予算の執行等について、適切な指導、監督を十分に行っていなかったものと言わざるをえない。

今後は、本庁、出先機関を問わず、県の全ての機関において、「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」に示された再発防止策等を迅速かつ着実に実施し、二度とかかる事態が発生しないよう、再発防止に向けて全力で取り組まれることを強く要望する。